

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	松江市 個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税・森林環境税に関する事務
②事務の概要	「地方税法(昭和25年法律第226号)」その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務において取り扱う。 ①確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料により、個人住民税を賦課決定し、納税義務者に通知する。 ②住民からの申請に基づき、課税証明書等を発行する。 ③申告内容について誤りがないか調査する。
③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国税連携システム、eLtaxシステム、住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS)、コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル
(2)個人住民税特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)第1項別表24の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)」による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」となっているもの):48の項 48の項より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって第五十条で定めるもの」 ・「法務大臣」より「戸籍関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十条で定めるもの」

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松江市役所 財政部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel(0852)55-5555(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel(0852)55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には 4 情報又は住所を含む 3 情報による照会を行うことを厳守している。 ・複数人での確認や上司による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月27日	I－1－③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、課税原票管理システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、国税連携システム、eLtaxシステム、住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS）、GW証明書発行システム、証明書自動交付システム	個人住民税システム、宛名システム、課税原票管理システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、国税連携システム、eLtaxシステム、住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS）、GW証明書発行システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム	事前	
令和1年6月25日	I－5－②所属長の役職名	市民税課長 坂本 貴子	市民税課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅳリスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年10月2日	I－8連絡先	松江市政策部情報政策課	松江市政策部情報統計課	事後	
令和2年10月2日	Ⅱ-1しきい値判断項目 対象人数	令和1年6月25日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月2日	Ⅱ-2しきい値判断項目 取扱者数	令和1年6月25日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	I－1－③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、課税原票管理システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、国税連携システム、eLtaxシステム、住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS）、GW証明書発行システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム	個人住民税システム、宛名システム、課税原票管理システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、国税連携システム、eLtaxシステム、住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS）、GW証明書発行システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム	事前	
令和2年12月25日	Ⅱ-1しきい値判断項目 対象人数	令和2年10月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和2年12月25日	Ⅱ-2しきい値判断項目 取扱者数	令和2年10月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	
令和7年1月30日	評価書名	松江市 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書	松江市 個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書	事後	森林環境税法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	松江市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	松江市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	森林環境税法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	I－1－①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税・森林環境税に関する事務	事後	森林環境税法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	I－1－②事務の概要	「地方税法（昭和25年法律第226号）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を個人住民税の賦課に関する事務において取り扱う。 ①地方税法に基づき、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料により、個人住民税を賦課決定し、納税義務者に通知する。 ②住民からの申請に基づき、課税証明書等を発行する。 ③申告内容について誤りがないか調査する。	「地方税法（昭和25年法律第226号）」その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を個人住民税・森林環境税の賦課に関する事務において取り扱う。 ①確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料により、個人住民税を賦課決定し、納税義務者に通知する。 ②住民からの申請に基づき、課税証明書等を発行する。 ③申告内容について誤りがないか調査する。	事後	森林環境税法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	I－1－③システムの名称	個人住民税システム、宛名システム、課税原票管理システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、国税連携システム、eLtaxシステム、住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS）、GW証明書発行システム、証明書自動交付システム、コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム	個人住民税システム、宛名システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、国税連携システム、eLtaxシステム、住民基本台帳ネットワークシステム（市町村CS）、コンビニ交付システム、個人住民税申告支援システム	事後	課税原票管理システム及び証明書自動交付システム廃止に伴う修正
令和7年1月30日	I－3法令上の根拠	番号法第9条（利用範囲）別表第一の16の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	番号法第9条（利用範囲）第1項別表24の項番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	改正番号法の施行に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項 項27より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」 ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境税と税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」となっているもの):48の項 48の項より、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「都道府県知事」より「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって第五十条で定めるもの」 ・「法務大臣」より「戸籍関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「市町村長」より「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって第五十条で定めるもの」 ・「内閣総理大臣」より「公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十条で定めるもの」	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年1月30日	I-8連絡先	松江市政策部情報統計課	松江市政策部デジタル戦略課	事後	
令和7年1月30日	II-1しきい値判断項目 対象人数	令和2年12月1日 時点	令和7年1月17日時点	事後	
令和7年1月30日	II-2しきい値判断項目 取扱者数	令和2年12月1日 時点	令和7年1月17日時点	事後	
令和7年1月30日	IV-8人手を介在させる作業	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加